

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

平成 26 年 2 月 3 日

「中小企業の会計に関する指針（平成 24 年版）」（最終改正 平成 25 年 2 月 22 日）を以下のように改正する。

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|---|--|
| <p>中小企業の会計に関する指針 （平成 <u>25</u> 年版）</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 改正 平成 23 年 7 月 20 日 改正 平成 25 年 2 月 22 日 <u>最終改正</u> 平成 26 年 2 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p> | <p>中小企業の会計に関する指針 （平成 <u>24</u> 年版）</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 改正 平成 23 年 7 月 20 日 <u>最終改正</u> 平成 25 年 2 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p> |
| <p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 18. 貸倒引当金 (1)～(2) (略)</p> | <p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 18. 貸倒引当金 (1)～(2) 同 左</p> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | |
|--|---|---|--|---|---|
| <p>(3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、計算する。</p> <p>① 原則的な算定方法</p> <p>※表は省略</p> <p>② 法人税法上の基準による算定方法</p> <p>本指針においては、次に掲げる平成 23 年度税制改正（平成 23 年 12 月改正）前の法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、当該繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入金額とすることができる⁴。</p> | | | <p>(3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、計算する。</p> <p>① 原則的な算定方法</p> <p>※表は省略</p> <p>② 法人税法上の基準による算定方法</p> <p>本指針においては、次に掲げる平成 23 年度税制改正（平成 23 年 12 月改正）前の法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、当該繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入金額とすることができる⁴。</p> | | |
| 区 分 | 定 義 | 繰入限度額 | 区 分 | 定 義 | 繰入限度額 |
| 一括評価 金銭債権 | 個別評価金銭債権以外の 金銭債権 | 債権金額に過去 3 年間の貸倒 実績率又は法人税法に規定す る法定繰入率を乗じた金額 | 一括評価 金銭債権 | 個別評価金銭債権以外の 金銭債権 | 債権金額に過去 3 年間の貸倒 実績率又は法人税法に規定す る法定繰入率を乗じた金額 |
| 個別評価 金銭債権 | 更生計画の認可決定によ り 5 年を超えて賦払いに より弁済される等の法律 による長期棚上げ債権 | 債権金額のうち 5 年を超えて 弁済される部分の金額（担保 権の実行その他により取立て 等の見込みがあると認められ る部分の金額を除く。） | 個別評価 金銭債権 | 更生計画の認可決定によ り 5 年を超えて賦払いに より弁済される等の法律 による長期棚上げ債権 | 債権金額のうち 5 年を超えて 弁済される部分の金額（担保 権の実行その他により取立て 等の見込みがあると認められ る部分の金額を除く。） |
| | 債務超過が 1 年以上継続 し事業好転の見通しのな い場合等の回収不能債権 | 債権金額（担保権の実行その 他により取立て等の見込みが あると認められる部分の金額 を除く。） | | 債務超過が 1 年以上継続 し事業好転の見通しのな い場合等の回収不能債権 | 債権金額（担保権の実行その 他により取立て等の見込みが あると認められる部分の金額 を除く。） |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | |
|--|---|---|--|--|---|
| | 破産 <u>手続</u> 、更生手続等の開始申立てや手形取引停止処分があった場合等における金銭債権 | 債権金額（実質的に債権と見られない部分の金額及び担保権の実行、金融機関等による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の 50%相当額 | | 破産 <u>申立て</u> 、更生手続等の開始申立てや手形取引停止処分があった場合等における金銭債権 | 債権金額（実質的に債権と見られない部分の金額及び担保権の実行、金融機関等による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の 50%相当額 |
| 【繰延資産】 42. 一時償却 (1) (略) (2) 本指針においては、次の場合には、一時に償却しなければならないものとして取り扱う。 ① 他の者の有する固定資産を利用するために支出した費用で資産として繰り延べたものについて、 <u>当該固定資産</u> に次の事実が生じた場合 ア. ～エ. (略) ② (略) | | | 【繰延資産】 42. 一時償却 (1) 同 左 (2) 本指針においては、次の場合には、一時に償却しなければならないものとして取り扱う。 ① 他の者の有する固定資産を利用するために支出した費用で資産として繰り延べたものについて、次の事実が生じた場合 ア. ～エ. 同 左 ② 同 左 | | |
| 【退職給付債務・退職給付引当金】 53. 確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割 | | | 【退職給付債務・退職給付引当金】 53. 確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割 | | |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|--|--|
| <p>引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ 退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号） 退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 25 号）</p> | <p>引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ 退職給付に係る会計基準（企業会計審議会） 退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（会計制度委員会報告第 13 号）</p> |
| <p>【税効果会計】</p> <p>63. 回収可能性についての判断基準 (1)～(4)（略）</p> | <p>【税効果会計】</p> <p>63. 回収可能性についての判断基準 (1)～(4) 同 左</p> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"> ↓ Yes ↓ No ↓ No </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">回収可能性はない</div> <p>【関連項目】 会社計算規則第74条第3項第1号タ、第4号ホ、第75条第2項第1号チ、第2号ホ、第83条、第93条第1項第2号、第107条 税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会） 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第10号） 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第66号）</p> | <p style="text-align: center;"> ↓ Yes ↓ No ↓ No </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">回収可能性はない</div> <p>【関連項目】 会社計算規則第74条第3項第1号タ、第4号ニ、第75条第2項第1号チ、第2号ニ、第83条、第93条第1項第2号、第107条 税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会） 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第10号） 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第66号）</p> |
| <p>【純資産】 68. 剰余金 剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益剰余金 利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の2つに区分される。</p> <p>① (略)</p> <p>② その他利益剰余金 その他利益剰余金のうち、任意積立金（会社が独自の判断で積み</p> | <p>【純資産】 68. 剰余金 剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 利益剰余金 利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の2つに区分される。</p> <p>① 同 左</p> <p>② その他利益剰余金 その他利益剰余金のうち、任意積立金（会社が独自の判断で積み</p> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---------------|--|--|----------|------------|------|--|---------------|--------|------------|--------|------------------------|---|--|--|-----------|--|----------|------------|------|--|---------------|--------|------------|--------|------------------------|
| <p>立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金等）のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外については、「繰越利益剰余金」に区分する。</p> <p>なお、株主資本等変動計算書において、<u>当期首</u>のその他利益剰余金に当期純損益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が示される。</p> | | | <p>立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金等）のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外については、「繰越利益剰余金」に区分する。</p> <p>なお、株主資本等変動計算書において、<u>前期末</u>のその他利益剰余金に当期純損益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が示される。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>〔外貨建取引等〕</p> <p>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</p> <p>会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、<u>下記表 16 の通り</u>、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。</p> <p>しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p> | | | <p>〔外貨建取引等〕</p> <p>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</p> <p>会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。</p> <p>しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外貨建資産等の区分</th> <th>会計上の換算方法</th> <th>法人税法上の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">外国通貨</td> <td rowspan="2">決算時の為替相場により換算</td> <td>期末時換算法</td> </tr> <tr> <td>預 外 金 貨</td> <td>短期外貨預金</td> <td>期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法</td> </tr> </tbody> </table> | | | 外貨建資産等の区分 | | 会計上の換算方法 | 法人税法上の換算方法 | 外国通貨 | | 決算時の為替相場により換算 | 期末時換算法 | 預 外 金 貨 | 短期外貨預金 | 期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外貨建資産等の区分</th> <th>会計上の換算方法</th> <th>法人税法上の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">外国通貨</td> <td rowspan="2">決算時の為替相場により換算</td> <td>期末時換算法</td> </tr> <tr> <td>預 外 金 貨</td> <td>短期外貨預金</td> <td>期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法</td> </tr> </tbody> </table> | | | 外貨建資産等の区分 | | 会計上の換算方法 | 法人税法上の換算方法 | 外国通貨 | | 決算時の為替相場により換算 | 期末時換算法 | 預 外 金 貨 | 短期外貨預金 | 期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法 |
| 外貨建資産等の区分 | | 会計上の換算方法 | 法人税法上の換算方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国通貨 | | 決算時の為替相場により換算 | 期末時換算法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預 外 金 貨 | 短期外貨預金 | | 期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外貨建資産等の区分 | | 会計上の換算方法 | 法人税法上の換算方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国通貨 | | 決算時の為替相場により換算 | 期末時換算法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預 外 金 貨 | 短期外貨預金 | | 期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | | | |
|-----------------------|-----------|---|--|-----------------------|-----------|---|-------------------------|--|
| | 上記以外のもの | | 期末時換算法又は発生時換算法（法定換算法） | | 上記以外のもの | | 期末時換算法又は発生時換算法（法定換算法） | |
| 外貨建債権債務 | 短期外貨建債権債務 | 決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場） | 期末時換算法（法定換算法）又は発生時換算法 | 外貨建債権債務 | 短期外貨建債権債務 | 決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場） | 期末時換算法（法定換算法）又は発生時換算法 | |
| | 上記以外のもの | | 発生時換算法（法定換算法）又は期末時換算法 | | 上記以外のもの | | 発生時換算法（法定換算法）又は期末時換算法 | |
| 外貨建有価証券 | 売買目的有価証券 | | 期末時価を決算時の為替相場により換算 | 外貨建有価証券 | 売買目的有価証券 | | 期末時価を決算時の為替相場により換算 | |
| | 売買目的外有価証券 | 償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的） | 取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算 | | 外貨建有価証券 | 売買目的外有価証券 | 償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的） | 取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算 |
| | | 償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外） 17 | 期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益） | | | | 発生時換算法（法定換算法）又は期末時換算法 | 償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外） <u>（注 2）</u> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|--|-------------------------------------|-----------------------------------|--------|
| | | 償還期限及び償還金額のないもの（株式） ¹⁸ | 期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上） | 発生時換算法 | | | 償還期限及び償還金額のないもの（株式） <u>（注 2）</u> | 期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上） | 発生時換算法 |
| | | 子会社株式及び関連会社株式 | 取得原価を取得時の為替相場により換算 | | | | 子会社株式及び関連会社株式 | 取得原価を取得時の為替相場により換算 | |
| <p>¹⁶ 外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。 また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。</p> <p>¹⁷ 会計上は「<u>その他有価証券</u>」である。</p> | | | | <p><u>（注 1）外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。</u> <u>また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。</u></p> <p><u>（注 2）会計上は「その他有価証券」である。</u></p> <p>（脚注追加）</p> | | | | | |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|--|---|
| <p><u>18 同上。</u></p> | |
| <p>【組織再編の会計】 80. 企業結合会計 (1) (略)</p> <p>(2) 資産及び負債の受入れに関する会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合には、結合企業は被結合企業（吸収合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）から受け入れる資産及び負債に企業結合日の時価を付さなければならない。ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業（取得企業）が受け入れる資産及び負債について、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業（被取得企業）の適正な帳簿価額を付すことができる。</p> <p>① 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき</p> <p>② 時価の算定が困難なとき</p> <p>また、取得以外の企業結合の場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付さなければならない。ここで、適正な帳簿価額とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算定された帳簿価額をいう。したがって、企業会計の基準等に照らして帳簿価額に誤りがある場合には、その引継ぎに際して修正を行うことになる。</p> <p>結合企業が受け入れる資産及び負債を時価以下の範囲で適宜に評価替えするような会計処理は認められない。</p> | <p>【組織再編の会計】 80. 企業結合会計 (1) 同 左</p> <p>(2) 資産及び負債の受入れに関する会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合には、結合企業は被結合企業（吸収合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）から受け入れる資産及び負債に企業結合日の時価を付さなければならない。ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業（取得企業）が受け入れる資産及び負債について、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業（被取得企業）の適正な帳簿価額を付すことができる。</p> <p>① 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき</p> <p>② 時価の算定が困難なとき</p> <p>また、取得以外の企業結合の場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付さなければならない。ここで、適正な帳簿価額とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算定された帳簿価額をいう。したがって、企業会計の基準等に照らして帳簿価額に誤りがある場合には、その引継ぎに際して修正を行うことになる。</p> <p><u>このように</u>、結合企業が受け入れる資産及び負債を時価以下の範囲で適宜に評価替えするような会計処理は認められない。</p> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|---|---|
| (3)～(5)（略） | (3)～(5) 同 左 |
| <p>〔個別注記表〕 <u>個別注記表の例示</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <p>1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成していません。</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>イ 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。 （会計方針の変更）</p> | <p>〔個別注記表〕 <u>個別注記表の例示</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <p>1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成していません。</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>イ 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。 （会計方針の変更）</p> |

改正指針（平成 26 年 2 月 3 日）

従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | ○年～○年 |
| 構築物 | ○年～○年 |
| 機械及び装置 | ○年～○年 |
| 工具、器具及び備品 | ○年～○年 |

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、平成 23 年度改正後の法人税法に基づく減価償却の方法（250%定率法から 200%定率法）に変更しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円増加しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

旧指針（平成 25 年 2 月 22 日）

従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | ○年～○年 |
| 構築物 | ○年～○年 |
| 機械及び装置 | ○年～○年 |
| 工具、器具及び備品 | ○年～○年 |

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期より平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円減少しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

改正指針（平成 26 年 2 月 3 日）

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア ○年～○年

のれん ○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

（特則を適用している場合）

なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円（残存償却年数×年）であります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

旧指針（平成 25 年 2 月 22 日）

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア ○年～○年

のれん ○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

（特則を適用している場合）

なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円（残存償却年数×年）であります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | |
|--|--|--|--|
| <p>なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によつています。</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円</p> <p>4. 重要な後発事象に関する注記 平成×年×月×日開催の取締役会において、〇〇〇を決議いたしました。 これによる影響額は、×××千円であります。</p> | | <p>なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によつています。</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円</p> <p>4. 重要な後発事象に関する注記 平成×年×月×日開催の取締役会において、〇〇〇を決議いたしました。 これによる影響額は、×××千円であります。</p> | |
| <p>〔決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示〕 貸借対照表の例示</p> | | <p>〔決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示〕 貸借対照表の例示</p> | |
| 貸借対照表（平成××年×月×日現在） | | 貸借対照表（平成××年×月×日現在） | |
| <p>資産の部</p> <p>流動資産</p> <p>現金及び預金 ×××</p> <p>受取手形 ×××</p> <p>売掛金 ×××</p> <p>有価証券 ×××</p> <p>商品及び製品 ×××</p> <p>短期貸付金 ×××</p> <p>前払費用 ×××</p> | <p>負債の部</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 ×××</p> <p>買掛金 ×××</p> <p>短期借入金 ×××</p> <p>未払金 ×××</p> <p>リース債務 ×××</p> <p>未払法人税等 ×××</p> <p>賞与引当金 ×××</p> | <p>資産の部</p> <p>流動資産</p> <p>現金及び預金 ×××</p> <p>受取手形 ×××</p> <p>売掛金 ×××</p> <p>有価証券 ×××</p> <p>製品及び商品 ×××</p> <p>短期貸付金 ×××</p> <p>前払費用 ×××</p> | <p>負債の部</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 ×××</p> <p>買掛金 ×××</p> <p>短期借入金 ×××</p> <p>未払金 ×××</p> <p>リース債務 ×××</p> <p>未払法人税等 ×××</p> <p>賞与引当金 ×××</p> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | |
|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| 繰延税金資産 | ××× | 繰延税金負債 | ××× |
| その他 | ××× | その他 | ××× |
| 貸倒引当金 | <u>△××</u> | 流動負債合計 | <u>×××</u> |
| 流動資産合計 | <u>×××</u> | 固定負債 | |
| 固定資産 | | 社債 | ××× |
| （有形固定資産） | | 長期借入金 | ××× |
| 建物 | ××× | リース債務 | ××× |
| 構築物 | ××× | 退職給付引当金 | ××× |
| 機械及び装置 | ××× | 繰延税金負債 | ××× |
| 工具、器具及び備品 | ××× | その他 | ××× |
| リース資産 | ××× | 固定負債合計 | <u>×××</u> |
| 土地 | ××× | 負債合計 | <u>×××</u> |
| 建設仮勘定 | ××× | 純資産の部 | |
| その他 | ××× | 株主資本 | |
| （無形固定資産） | | 資本金 | A |
| ソフトウェア | ××× | 資本剰余金 | |
| のれん | ××× | 資本準備金 | B |
| その他 | ××× | その他資本剰余金 | C |
| （投資その他の資産） | | 資本剰余金合計 | <u>D</u> |
| 関係会社株式 | ××× | 利益剰余金 | |
| 投資有価証券 | ××× | 利益準備金 | E |
| 出資金 | ××× | その他利益剰余金 | ××× |
| 長期貸付金 | ××× | ××積立金 | F |
| 長期前払費用 | ××× | 繰越利益剰余金 | G |
| 繰延税金資産 | ××× | 利益剰余金合計 | <u>H</u> |
| その他 | ××× | 自己株式 | <u>△ I</u> |
| | | 繰延税金資産 | ××× |
| | | その他 | ××× |
| | | 貸倒引当金 | <u>△××</u> |
| | | 流動資産合計 | <u>×××</u> |
| | | 固定負債 | |
| | | 社債 | ××× |
| | | 長期借入金 | ××× |
| | | リース債務 | ××× |
| | | 退職給付引当金 | ××× |
| | | 繰延税金負債 | ××× |
| | | その他 | ××× |
| | | 固定負債合計 | <u>×××</u> |
| | | 負債合計 | <u>×××</u> |
| | | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | |
| | | 資本金 | A |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | B |
| | | その他資本剰余金 | C |
| | | 資本剰余金合計 | <u>D</u> |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | E |
| | | その他利益剰余金 | ××× |
| | | ××積立金 | F |
| | | 繰越利益剰余金 | G |
| | | 利益剰余金合計 | <u>H</u> |
| | | 自己株式 | <u>△ I</u> |

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | | | | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） | | | |
|-----------------------|-----|--------------|-----|-----------------------|-----|--------------|-----|
| 貸倒引当金 | △×× | 株主資本合計 | J | 貸倒引当金 | △×× | 株主資本合計 | J |
| 固定資産合計 | ××× | 評価・換算差額等 | | 固定資産合計 | ××× | 評価・換算差額等 | |
| 繰延資産 | ××× | その他有価証券評価差額金 | K | 繰延資産 | ××× | その他有価証券評価差額金 | K |
| | | 評価・換算差額等合計 | L | | | 評価・換算差額等合計 | L |
| | | 新株予約権 | M | | | 新株予約権 | M |
| | | 純資産合計 | N | | | 純資産合計 | N |
| 資産合計 | ××× | 負債・純資産合計 | ××× | 資産合計 | ××× | 負債・純資産合計 | ××× |

損益計算書の例示

※表は省略

注：貸借対照表のA～N及び損益計算書のQの各項目の金額は、株主資本等変動計算書の各「当期末残高」欄の金額及び「当期純利益」と一致することになる。

株主資本等変動計算書に関する注記の例示

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当期末株式数 | 当期末株式数 | 摘要 |
|-------|---------|---------|----|
| 発行済株式 | | | |
| 普通株式 | 420,000 | 460,000 | 注1 |
| 合計 | 420,000 | 460,000 | |
| 自己株式 | | | |
| 普通株式 | 1,000 | 3,100 | 注2 |
| 合計 | 1,000 | 3,100 | |

【今後の検討事項】

損益計算書の例示

※表は省略

注：貸借対照表のA～N及び損益計算書のQの各項目の金額は、株主資本等変動計算書の各「当期末残高」欄の金額と一致することになる。

株主資本等変動計算書に関する注記の例示

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前期末株式数 | 当期末株式数 | 摘要 |
|-------|---------|---------|----|
| 発行済株式 | | | |
| 普通株式 | 420,000 | 460,000 | 注1 |
| 合計 | 420,000 | 460,000 | |
| 自己株式 | | | |
| 普通株式 | 1,000 | 3,100 | 注2 |
| 合計 | 1,000 | 3,100 | |

【今後の検討事項】

| 改正指針（平成 26 年 2 月 3 日） | 旧指針（平成 25 年 2 月 22 日） |
|---|---|
| <p data-bbox="145 210 385 242">89. 資産除去債務</p> <p data-bbox="168 306 1102 721">有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない(会社計算規則第 2 条第 3 項第 56 号、第 75 条第 2 項第 1 号ヌ、同項第 2 号チ)。また、企業会計においても「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号)が公表されており、原則として平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。</p> <p data-bbox="985 790 1102 817">以 上</p> | <p data-bbox="1131 210 1370 242">89. 資産除去債務</p> <p data-bbox="1153 306 2087 721">有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない(会社計算規則第 2 条第 3 項第 56 号、第 75 条第 2 項第 1 号ヌ、同項第 2 号ト)。また、企業会計においても「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号)が公表されており、原則として平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。</p> <p data-bbox="1971 790 2087 817">以 上</p> |

以 上